

神奈川県県土整備局
指定管理者選定審査委員会港湾部会
評価報告書
(大磯港)

令和5年8月

1 評価報告書作成の経緯

大磯港の指定管理者の選定にあたり、神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会（以下「委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書に基づき評価を行った。

このたび、委員会による評価が終了したので、ここに評価結果を報告する。

2 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎ <small>しばやま</small> 柴山 <small>ともや</small> 知也	早稲田大学教授	学識経験者
○ <small>かせだ</small> 総田 <small>はるみ</small> はるみ	横浜商科大学教授	学識経験者
<small>かねこ</small> 金子 <small>のりあき</small> 紀昭	日本プレジャーボート協会副会長	施設利用代表者
<small>すずき</small> 鈴木 <small>りょうこ</small> 亮子	公認会計士	経理に関する識見を有する者
<small>たかはし</small> 高橋 <small>あけみ</small> 明美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者

3 スケジュール

令和5年1月13日	第1回委員会開催（選定基準(案)の意見聴取）
令和5年4月18日	申請要項配布・質問の受付開始
令和5年6月2日	質問受付終了
令和5年6月16日	申請受付終了
令和5年7月31日	第2回委員会開催（申請内容の確認、プレゼンテーション審査・ヒアリング、仮採点、採点、評価報告書の協議）

4 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1項第2号「会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると判断し、会議運営は非公開とし、プレゼンテーションは公開として開催した。

(2) 選定手続について

神奈川県県土整備局河川下水道部河港課において、申請内容の確認等を行うとともに、委員に申請書類を送付した。

第2回委員会で、申請者によるプレゼンテーション・質疑、委員による仮採点を実施した後、委員会としての評価を行った。

(3) 委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

5 選定基準

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所	
Ⅰ サービスの向上(55)	1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-1(1)	
	2	施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	条例第20条	事業計画書 I-2(1)
			(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	条例第20条	事業計画書 I-2(2)
			(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(骨材事業者、漁業者等)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	条例第20条	事業計画書 I-2(3)
	3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(1)
			(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-3(2)
	4	事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	条例第20条	事業計画書 I-4(1)
			(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	条例第20条	事業計画書 I-4(2)
	5	地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書 I-5(1)	

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
Ⅱ (25) 管理経費の節減等	6	節減努力等	①納付金施設 $\frac{\text{提案額 (満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額)}}{\text{「提案額」と「満点とする納付金」の内、低い金額}} \times 20$ 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、少数点以下切捨てとする。	20	条例第20条	事業計画書Ⅱ-6(1)
	Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	7	人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第20条
8		財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-8(1) 団体の収支予算書 収支決算書 財務諸表
9		コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5	条例第20条 規則第10条	事業計画書Ⅲ-9(1)

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	指定の基準	審査対象書類の該当箇所
目 団体の業務遂行能力 (25)	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護		①申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-10(1)
		11 これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	条例第20条	事業計画書Ⅲ-11(1)

- ※ 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、失格となる。
- ※ 積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがある。

6 評価結果

審査委員会において厳正な評価を行った結果は、次のとおりであった。

団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
	サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
大磯町（中郡大磯町）	37	20	18	75

7 提案概要及び評価の内容

提案者	大磯町
-----	-----

(1) 提案の概要

I サービスの向上

(指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等)

- 施設の維持管理及び運営業務を適正に行う。
- 利用者の安全管理に努める。
- 利用者の利便性の向上を図る。
- 開かれた港湾をめざした管理運営に努める。
- 「大磯契約規則」に則り、適正な業務執行に努め、専門的知識等の活用による効率的な運営を図る。

(施設の維持管理)

- 利用承認業務等は適正な人員を配置し、公正な立場から定められた手順に則って適正に行う。
- 職員による清掃・巡視や専門業者による保守点検など、施設の適正な維持管理に努める。
- 公平中立な立場から利用者間の利用調整等を行う。
- 駐車場の利用に際し、日祝日や混雑が予想されるときは、警備員を配置し、混乱が生じないよう適切な管理運営を行う。

(利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金)

- ホームページやSNS等を活用し、大磯港の魅力を発信する。
- 「みなとまちオアシス」として、大磯港が起点となり、マチナカへ賑わいを創出する。
 - ・大磯港を会場とする自主事業を展開していく。
 - ・マチナカで実施している様々なイベントと連携を図る。

(事故防止等安全管理)

- 利用者の安全を最優先に、施設内の適宜巡視などにより、危険箇所を把握し、早急な対処に努める。
- 緊急事態・災害時には、緊急連絡網により、関係機関等と連絡を取り、適切な処置を行うとともに、人員が不足するときは、全課体制で対応する。
- 災害等の状況により24時間体制をとる。
- 避難訓練を年1回以上実施する。

(地域と連携した魅力ある施設づくり)

- 港や海に関する18団体から構成される大磯港みなとまちづくり協議会を設置し、港の活用事業を行いながら、みなとまちづくりを一緒に進めている。
- 駐車場精算機などのトラブルに迅速かつ的確な対応を行う必要があるため、管理業務委託や保守点検業務委託を大磯港に近い地域企業に指名競争入札や随意契約により発注している。

II 管理経費の節減等

(節減努力等)

納付金提案額	①	106,190,000円
県が積算した最低納付金額	②	106,190,000円
上乗せ額	①-②	0円

上乗せ率 0%

※ 予定する指定期間（令和6年度～令和10年度）の総額

III 団体の業務遂行能力

(人的な能力、執行体制)

- 職員は267名（令和5年4月1日現在）
- 港の機能を効率的に運用できる職員（正職員3名、会計年度任用職員5名）を配置する。
- 港湾利用事業者が事業を行っている土曜日、利用者が多い夏季の日曜日などは事務所に職員を1名配置する。
- 大磯町の研修計画等に基づき、職員の資質の向上を図る。
- 条例や規則等の順守により業務を適正に執行する。

(コンプライアンス、社会貢献)

- 町として障がい者雇用を進めており、法定雇用率を令和5年6月1日時点で達成している。
- 「大磯町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「大磯町職員対応要領に係る留意事項」を定めており、規定に従い、障がい者に対する配慮に努める。

(事故・不祥事への対応、個人情報保護)

- 申請開始日の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事はない。
- 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づくとともに、「神奈川県個人情報の保護に関する条例」及び関係法令の規定を遵守し、個人情報の適正管理を行う。
- 研修を行い、個人情報保護及び文書管理の重要性についての周知徹底を行う。

(これまでの実績)

- 大磯港、大磯町内公園施設、大磯町役場駐車場の管理実績がある。

(2) 審査委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果(順不同)					委員会 としての 評価点	
					A	B	C	D	E		
一 サービスの向上(55)	1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な運営方針、考え方 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	3	3	3	4	4	3	
	2	施設の維持管理	(1) 維持管理業務	①清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	4	4	3	4	4	4
			(2) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	4	4	3	4	4	4
			(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間(骨材事業者、漁業者等)の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	8	8	6	8	8	8
	3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③港の賑わいを創出するイベントの開催など施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ④海上交通の普及啓発など、周辺の港との連携に向けた取組に対する考え方	10	6	8	6	6	6	6
			(2) 利用者への対応、利用料金	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応 ③利用料金の設定、減免の考え方	5	2	3	2	4	4	3
	4	事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	3	4	3	4	3	3
(2) 災害・荒天時対応業務			①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時の対応方針 ③災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	3	4	3	3	3	3	

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果(順不同)					委員会 としての 評価 点	
					A	B	C	D	E		
一 サービスの向上 (55)	5	地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域人材の活用、地域との協働体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	2	4	2	4	4	3	
	節 減 等 (25)	6	節減努力等	①納付金施設 提案額(満点とする納付金以上の場合は、満点とする納付金の額) 「提案額」と「満点とする納付金」の内、低い金額 ×20 注1 「提案額」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は、少数点以下切捨てとする。	20	20					20
	目 団体の業務遂行能力 (25)	7	人的な能力、執行体制	①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ②業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	4	4	3	3	4	4
8		財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4					4	
9		コンプライアンス、社会貢献	①指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む) ②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ④障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ⑤手話言語条例への対応 ⑥社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組	5	3	4	2	3	4	3	

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	各委員による 仮採点結果(順不同)					委員会 としての 評価 点
					A	B	C	D	E	
目 団体の 業務遂 行能力 (25)	10	事故・不祥事への対応、 個人情報保護	①申請受付開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の 有無並びに事故等があった場合の 対応状況及び再発防止策構築状況 ②個人情報保護についての方針・体制、 職員に対する教育・研修体制 及び個人情報の取扱いの状況	5	4	3	3	4	3	3
	11	これまでの実績	①指定管理施設と類似の業務を行う 施設等での管理実績の状況 ②県又は他の自治体における指定取 消しの有無	5	4	4	4	4	4	4
			合計	100						75

※ 各委員による仮採点結果の並び順は、審査会委員一覧の順と異なります。

(3) 評価講評

- ◇ 評価できる内容については、次のようなものがあつた。
 - ・「財政的な能力」については、財務基盤もしっかりしており、非常に優れている。
 - ・「これまでの実績」については、大磯港の管理実績があり、評価できる。

- ◆ 今後の期待、要望としては、次のようなものがあつた。
 - ・町内の他の観光資源との連携や町全体の交流の促進について、地元自治体として積極的に取り組んでほしい。
 - ・サービスの向上の点において、多言語対応や障がい者への対応が現状においては十分とは考えられないことから改善を要する。

8 議事概要（主要論点）

<「委員会としての評価点」の決定方法>

（委員長） 各委員の仮採点結果を踏まえ、委員会としての評価点を決める。項目ごとに委員の意見を確認のうえ評価点を決めることとし、基本的には各委員の平均点を四捨五入でとることとしたいが、よいか。

（各委員） 異議なし。

< Iサービスの向上「1(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」についての審査過程>

（委員） 方針が明確に示されている。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：3点

< Iサービスの向上「2(1) 維持管理業務」についての審査過程>

（委員） 維持管理業務の提案は、評価できる。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「2(2) 利用承認業務」についての審査過程>

（委員） 利用承認業務の遂行については、支障はないと考える。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：4点

< Iサービスの向上「2(3) 利用調整業務」についての審査過程>

（委員） 利用承認業務について支障はないと考える。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：8点

< Iサービスの向上「3(1) 開かれた港湾を目指した利用促進のための取組」についての審査過程>

（委員） 問題があるわけではないが、今後よりよくなる方策を考える必要がある。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：6点

< Iサービスの向上「3(2) 利用者への対応、利用料金」についての審査過程>

（委員） 業務遂行に支障はないと考える。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：3点

< Iサービスの向上「4(1) 事故防止等」についての審査過程>

（委員） 問題があるわけではないが、今後よりよくなる方策を考える必要がある。

（採点結果） 各委員の平均点をとった。
委員会としての評価点：3点

＜Ⅰサービスの向上「4(2)災害・荒天時対応業務」についての審査過程＞

(委員) 実際に災害が発生した場合の対応について提案はなかったが、訓練の実施等については評価できる。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：3点

＜Ⅰサービスの向上5「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程＞

(委員) 施設づくりをできる実力を持っているような提案であり、評価できる。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：3点

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力7「人的な能力、執行体制」についての審査過程＞

(委員) 人員配置等の提案が、評価できる。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：4点

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力8「財政的な能力」についての審査過程＞

(委員) 町の財務基盤について、問題がないといえる。

(採点結果) 経理に関する識見を有する委員の採点を踏まえ、各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：4点

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力9「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程＞

(委員) 問題があるわけではないが、今後よりよくなる方策を考える必要がある。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：3点

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力10「事故・不祥事への対応、個人情報保護」についての審査過程＞

(委員) 方針が明確に提案されている等、評価できる。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：3点

＜「Ⅲ団体の業務遂行能力11「これまでの実績」についての審査過程＞

(委員) 15年にわたって港湾の管理実績がある。

(採点結果) 各委員の平均点をとった。

委員会としての評価点：4点